

国保通信



▼問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-21159

交通事故やけんかなどのがけで国保を使ったときは届出が必要です！

◆第三者行為（交通事故など）で負傷したときは…

交通事故やけんか、他人の飼い犬にかまれたなど、第三者の行為で負傷した場合、その治療費は本来加害者（相手）が負担することが原則です。

しかし、緊急の場合など被害にあった人の負担を軽減するため、国民健康保険証を使用することもできます。

この場合は必ず保険年金係に「第三者の行為による被害届」の提出が必要です。

国保は加害者に代わって一時的に費用を立て替えますが、後からその費用を過失割合に従い加害者に請求します。

また、国保加入者の過失分は国保から保険給付を受けることになります。

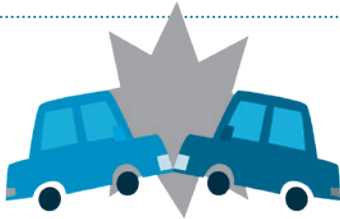
◆届出を行わないと…

第三者行為による治療があると、世帯主へ通知を送付します。

届出を行わないと、医療費を全額請求する場合がありますので、通知を受けた際はすみやかに対応してください。

◆示談成立前に届出を！

すでに相手方と示談が成立している場合には、保険給付の適用ができない場合があります。保険証を使用する場合は、示談が成立する前に、保険年金係までご連絡ください。



特定健診からわかる自分のからだの状態。健診を賢く活用しましょう。



自分の健診結果から生活を見直し、健康を守りましょう

血圧は、測るたびに数値が異なりますが、変動することからだを守っています。血圧の変動状況は、日内変動・受診時変動・季節変動・夜間変動でも変わります。

血圧が高いままでいても自覚症状がないため、突然、心筋梗塞や脳出血などを起こすことがあります。1日10万回心臓が脈を打つことで、血管は10万回のパンチを受けていることになります。

高血圧は、早期に治療することで重症化を防ぐことができます。

今、治療している人（血圧の薬を飲んでる人）は、家庭血圧を毎日、朝起きた時と夜の寝る前に測って、自分の血圧を確認することが大切です。薬を飲んでいて、Aのように昼間は130/80以下でコントロールされていても、Bのように夜が高い場合やCのように朝高い場合もあるからです。

これからの寒い季節は、60歳以上の人はお風呂やトイレでの気温の差が引き金になり、脳梗塞・心筋梗塞を起こす可能性が高くなります。自分の適正な血圧コントロールができるよう、毎日の血圧測定をすることが重症化の予防につながります。

▼問い合わせ

健康増進課 健康増進係

☎ 75-33355

